

船舶事故調査報告書

平成25年3月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	操縦者死亡
発生日時	不明（平成25年1月12日（土） 07時50分ごろ～09時05分ごろの間）
発生場所	熊本県玉名市玉名漁港（滑石地区）南西方沖500m付近 （概位 北緯32°52.6′ 東経130°31.2′）
事故調査の経過	平成25年1月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.30m×約1.16m×約0.40m、FRP ガソリン機関、1.5kW未満、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 83歳
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	なし
事故の経過	<p>操縦者は、平成25年1月12日05時00分ごろ、船釣りのため、軽トラックに本船を積み、同じく2t車に総トン数5トン未満の船を積み込んだ知人と2人で玉名漁港（滑石地区）に向かい、日の出間近の07時00分ごろ、同漁港から南方沖に向かう知人とは別の北東方となる菊池川の新大浜橋以南の下流域に向かった。</p> <p>知人は、07時50分ごろ、携帯電話で操縦者と連絡を取り合った後、08時40分ごろから4、5回、操縦者に携帯電話を掛けたものの、応答がなかったことから、操縦者に何かあったかもしれないと思い、菊池川河口付近を捜索し始めたところ、09時05分ごろ、玉名漁港（滑石地区）の南西方沖500m付近の場所に転覆した状態の本船を発見したものの、操縦者が発見できないことから、118番及び119番に通報した。</p> <p>操縦者は、2月9日海上保安部により、玉名漁港（滑石地区）沖約1kmに設置されていた海苔網付近で発見され、死亡が確認された。</p> <p>操縦者の死因は、検死の結果、溺水であった。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好

	海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、水温 約15℃
その他の事項	<p>本事故発生日の熊本市の日の出時刻は、07時20分であった。</p> <p>操縦者は、操縦免許は取得しておらず、操縦免許が不要な本船を約10年前に購入していた。</p> <p>本船は、船体に衝突痕はなく、船体にロープで結び付けた状態で本船発見場所の海底にあった錨が発見された。</p> <p>操縦者は、いつも菊池川の新大浜橋以南の下流域に錨泊して釣りをを行い、同川を離れて海の方に出ることはなかった。</p> <p>操縦者は、長袖長ズボンの防寒着に長靴を履いていた。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を船内に備え付けていたが、着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 <p>操縦者の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、知人が07時50分ごろ携帯電話で操縦者と連絡を取り合った後、09時05分ごろ玉名漁港（滑石地区）南西方沖において、錨泊して無人で転覆していたところを知人に発見されたので、この間において、錨泊中に転覆したことから、操縦者が落水したものと考えられるが、本船が転覆し、操縦者が本船から落水して溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が玉名漁港（滑石地区）南西方沖で錨泊中に転覆したため、操縦者が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を必ず着用すること。